

九州佐賀国際空港国内線 WEB 広告プロモーション業務委託仕様書

1. 業務名

九州佐賀国際空港国内線 WEB 広告プロモーション業務委託

2. 業務の目的

九州佐賀国際空港の羽田便搭乗率 75% を達成するために、新規顧客獲得及び認知度向上、並びに佐賀空港ブランディングを目的として、首都圏及び地元勢力圏（佐賀空港を中心とする半径 30 km 圏内）に対して、WEB 広告を実施する。

なお、3 つ提示した目的のうち、搭乗者数に直結する新規顧客獲得を第一の目的とする。

3. 現状と課題

- ・令和 6 年度の羽田便搭乗率は 70.3% であり、目標に対して 5 ポイント程度低い状況である。
- ・地元勢力圏（佐賀空港を中心とする半径 30 km 圏内）の佐賀空港選択率は 26.3%（令和 5 年度航空旅客動態調査）であることから、佐賀空港の潜在需要はまだまだ多く、新規開拓の余地が十分にあると考えられる。特に福岡県南西部エリアについては、佐賀空港の認知度（就航情報や場所などの情報含む）が低い状況にある。
- ・首都圏においても、イベントや首都圏の営業推進員による営業活動を実施しているが、依然として佐賀空港の認知度が低い状況である。

4. 委託業務内容

デジタルを活用した広告物（静止画、動画等）を企画提案、制作し、ターゲット層に向けた効果的な広告の運用を実施すること。

（1）WEB 広告の企画・運用

- ・最適な媒体を活用した広告配信（Google 広告、Yahoo! 広告、SNS 広告、LINE 広告など※）
- ・地域や属性に応じた広告クリエイティブ制作、配信設計
- ・ランディングページへの誘導設計

（2）ランディングページの制作

- ・地域や属性に応じたランディングページの制作
（地元勢力圏、首都圏とで最低 2 種類）
- ・ランディングページは、佐賀空港の魅力を網羅したページとし、以下 URL へ誘導するような内容とすること。

- ・ANA 予約サイト

<https://www.ana.co.jp/>

- ・佐賀空港クーポンキャンペーンサイト（羽田発）

<https://h.saga-airport-coupon.jp/>

- ・佐賀空港クーポンキャンペーンサイト（佐賀発）

<https://s.saga-airport-coupon.jp/>

- (3) クリエイティブ制作（バナーや動画等）
 - ・バナー広告、動画広告、SNS 投稿素材などの制作
- (4) 効果測定・レポート作成
 - ・KPI に基づく広告効果の分析
 - ・日別（翌営業日提出）・月次（翌月の月初提出）・最終レポートの提出
 - ・効果測定に基づき、より効果的な運用を行うこと

※（１）の広告配信媒体については、新規顧客獲得及び認知度向上並びに佐賀空港のブランディングを目的とすることから、以下形式・媒体を含むことを想定しているが、他により良い媒体があれば提案いただきたい。

- ・リスティング広告
- ・Meta（Instagram、Facebook）
- ・YouTube 広告（地元勢力圏のみとする）

5. 本業務のKPI

- (1) ランディングページクリック率 3%以上
- (2) ランディングページから以下URLへのクリック率 10%以上
 - ・ANA予約サイト
<https://www.ana.co.jp/>
 - ・佐賀空港クーポンキャンペーンサイト（羽田発）
<https://h.saga-airport-coupon.jp/>
 - ・佐賀空港クーポンキャンペーンサイト（佐賀発）
<https://s.saga-airport-coupon.jp/>
- (3) インプレッション数 600万回以上

6. 配信時期

委託期間のうち、以下期間は佐賀空港の搭乗者数が少ない時期であるため、これらの期間の顧客獲得のためにWEB広告を実施すること。

- ・9月～10月中旬
- ・11月下旬～12月中旬
- ・1月下旬～3月上旬

なお、佐賀空港DPクーポンキャンペーンのWEB広告を以下の期間配信予定である。

- ・地元勢力圏 8月、10月、11月、12月
- ・首都圏 8月、10月、12月

〈佐賀空港DPクーポンキャンペーンについて〉

- ・佐賀空港クーポンキャンペーンサイト（羽田発）
<https://h.saga-airport-coupon.jp/>
- ・佐賀空港クーポンキャンペーンサイト（佐賀発）
<https://s.saga-airport-coupon.jp/>

7. 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

8. 成果報告

広告配信レポート（日別・月次・最終）

クリエイティブ素材一式（納品形式：PNG/JPEG/MP4 等）

実施報告書

9. その他

（1）個人情報保護及び情報セキュリティ

委託契約については、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付ける。

- ① 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供の禁止
- ② 受託業務目的以外の利用の禁止
- ③ 受託目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止
- ④ 業務従事者による個人情報保護の誓約
- ⑤ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化

（2）再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（3）権利の帰属等

- ① 本委託業務を実施するに当たり、第三者（協議会及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- ② 受託者が本委託業務において制作したデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は協議会に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、協議会と協議するものとする。
- ③ 受託者は、協議会に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ④ 受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、協議会より請求があったときは速やかに協議会の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

（4）その他

- ① 本委託業務は、必要に応じて、協議会と協議を行い、進めていくものとする。
- ② 本委託業務仕様書に定めていない事項については、協議会と協議するものとする。
- ③ 協議会が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しない。
- ④ 本委託業務仕様書は、本事業の基本的な業務内容等を示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本委託業務仕様書に記載のない事項であっても、本委託業務を遂行するために必要な事項は実施するとともに、作業従事者に周知徹底し、業務遂行に当たらなければならない。

（5）成果物

成果物は、本委託業務に関する総括報告書、制作されたランディングページ（LP）に係るデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章、デジタルマーケティングに関する分析報告等とする。